

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目次

- ◆ 告 示 土地改良法による換地計画の変更（農村整備課）
土地改良事業の工事の完了（〃）
- ◆ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◆ 公 告 行政書士試験の実施（地方課）

告 示

鳥取県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山田谷地区第一工区の換地計画の変更をしたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年七月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年七月十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製造業者名
	ビッグスターP七	

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町 東郷町	土地改良総合整備事業（一般）恩志地区区画整理 農村総合整備モデル事業東郷（村上）地区区画整理	平成二年三月二十六日 平成二年一月三十一日

ばちんこ遊技機

アレンジボール遊技機	ミスターダンディ	オレンジロード二	たちちゃん	チェリオセブンパートII	チェリオパートII	マシンガン	プレジデント	クルタロー	汽車ポッポ七DX	ビッグトップ	バイジョンアップP二	ミラクルパワーP二	トリプルセブンP三	ミラクルパワーP一
大同式遊技機	スーパープラネット	山佐株式会社	株式会社大一商会	有限会社銀座	株式会社まさむら遊機	株式会社平和						豊丸産業株式会社		

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成2年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

平成2年7月10日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 試験の日時
平成2年10月28日（日）午後1時30分から午後5時まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の科目及び方法
次の事項につき筆記試験により行う。
(1) 行政書士の業務に必要な法令
行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。
(2) 一般常識
(3) 論述（800字）
- 4 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験手続

- (1) 受験願書用紙の交付
受験願書用紙は、次の場所において、平成2年8月1日（水）から交付する。

鳥取県総務部地方課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東蔵城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市柁町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部地方課（郵便番号680）あてに請求すること。その場合、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

- (2) 受験申込みの受付の期間及び時間
ア 期間

平成2年9月1日（土）から同月20日（木）までとする。ただし、日曜日、第二土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第

178号)に規定する休日は、受け付けない。
 なお、郵送の場合は、平成2年9月20日(木)の消印があるものまで受け付ける。

イ 時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで
 土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで

(3) 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部地方課(鳥取県庁本庁舎3階)

(4) 提出書類

受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書すること。

ア 履歴書(市販のもの)

イ 受験資格を有することを証明する書類(卒業証明書等)

ウ 写真(受験申込前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの)

(5) 受験手数料及びその納付方法

ア 受験手数料 5,500円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(6) 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

(7) 問い合わせ先

鳥取県総務部地方課行政係(電話0857-26-7056)

6 合格者の発表

(1) 時期

平成3年1月第3週

(2) 方法

鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

7 合格証の交付

合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。